

危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定書

青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下これらを「甲」という。）、警視庁青梅警察署、同五日市警察署及び同福生警察署（以下これらを「乙」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会西多摩支部（以下「丙」という。）並びに公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部（以下「丁」という。）は、危険薬物及び特殊詐欺の根絶に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、危険薬物（別表に掲げる薬物及びこれらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるものをいう。以下同じ。）及び特殊詐欺（詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）又は電子計算機使用詐欺（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）のうち、面識のない不特定の者を電話その他の通信手段を用いて対面することなく欺き、不正に調達した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、当該者に財物を交付させるなどのものをいう。以下同じ。）の根絶を図るため、甲、乙、丙及び丁が密接に連携及び協力し、危険薬物の販売等（製造、栽培、販売、授与、使用若しくは広告すること又は販売、授与、使用若しくは広告の目的で所持すること（ただし、法令若しくは条例の規定による場合、又は学術研究、試験検査、犯罪鑑識、疾病の治療、工業用の用途に供するなど正当な理由がある場合を除く。）をいう。以下同じ。）及び特殊詐欺を防止するために必要な事項を定めるものとする。

（甲及び乙の役割）

第二条 甲及び乙は、丙及び丁に対し、個人情報及び事業活動情報に配慮して、危険薬物及び特殊詐欺に関する必要な情報を提供するものとする。

（丙及び丁の役割）

第三条 丙及び丁は、危険薬物の販売等又は特殊詐欺に関する情報を入手したときは、甲及び乙に速やかに通報するよう努めるものとする。

2 丙及び丁は、協会員に対し、啓発活動を積極的に推進するとともに、危険薬物の販売等又は特殊詐欺に関する情報を入手したときは、甲及び乙に速やかに通報するよう働き掛けるものとする。

3 丙及び丁は、協会員に対し、協会員が貸借の媒介若しくは代理をした建物又は協会員自らが賃貸した建物が、業として危険薬物の販売等の用に供された場合又は当該建物が特殊詐欺の用に供された場合に、契約を解除し、又は契約解除に向けた措置をとる旨（特約）を盛り込んだ契約書や、危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供しない旨の確約書等の使用を働き掛けるものとする。

（相互連携）

第四条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換を行い、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第五条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、四者が協議して決定する。